

令和7年度職員採用後期試験 (障がい者対象) 受験のご案内

玉名市では、「人と自然が輝き やさしさと笑顔にあふれるまち玉名」の実現に向けて「玉名市人材育成基本方針」に基づき、下記に掲げる「あるべき組織像、あるべき職員像」に向けて、職員一人ひとりが日々成長するとともに、組織も持続的に成長し続けることを目指しています。

あるべき組織像

『市民と手を取り合い、柔軟で迅速に動く組織』

あるべき職員像

『市民から信頼され、楽しく仕事ができる職員』

この「あるべき職員像」に成長していける人材を採用するために「求める人物像」を明確化しています。

求める人物像	
郷土愛	玉名を愛し、玉名を想うことができる人
誠実さ	礼儀礼節を重んじ、誠実かつ公正な人
チャレンジ精神	問題意識や改善意識を持って様々なことに挑戦できる人
つながる	高いコミュニケーション力で様々な人とつながることができる人
主体性	何事も自分ごととして、責任感を持って取り組める人

1 試験区分、採用予定人数等

試験区分	採用予定人数	採用後の職務内容
一般事務 (障がい者対象) (高等学校卒業程度)	1人程度	市長事務部局、教育委員会等に勤務し、行政事務に従事します。

2 受験資格

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者。

(1) 平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者。

(2) 申込日現在、次に掲げる手帳等のいずれかの交付を受けている者。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下、「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳

(3) (1)及び(2)のいずれにも該当する者のうち、次のいずれかに該当するものは受験できない。

ア 日本国籍を有しない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 玉名市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれらに加入した者

3 受験手続

(1) 受験案内及び申込書の入手方法

次のいずれかの方法により「令和7年度玉名市職員採用後期試験（障がい者対象）受験案内（以下「受験案内」という。）」、「令和7年度玉名市職員採用後期試験（障がい者対象）申込書（以下「申込書」という。）」及び「令和7年度玉名市職員採用後期試験（障がい者対象）申込書（別紙）（以下「申込書（別紙）」という。）」を入手してください。

直接請求	玉名市役所本庁舎総合案内、総務課、岱明市民生活課、横島市民生活課及び天水市民生活課に用意しているので受け取りに来てください。
郵便による請求	封筒の表に「玉名市職員採用試験（障がい者対象）申込書請求」と朱書し、180円切手（2部までは180円切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズが入る大きさ）を同封の上、玉名市総務課に請求してください。

市ホームページからのダウンロード	<p>玉名市公式ホームページの職員採用のページにアクセスし、掲載している「受験案内」及び「申込書」をダウンロードしてください。なお、提供するファイル形式は、いずれもPDF形式です。</p> <p>また、この場合は、できるだけ厚手の白色の用紙に印刷し、必ず手書きにより使用してください。</p> <p>※玉名市公式ホームページ職員採用のページのアドレス https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/553/1798.html</p>
------------------	--

(2) 申込み方法及び受験票の交付

ア 次のいずれかの方法により申込みを行ってください。

申込み手段	受付期間	申込み方法	受験票の交付
持参	令和7年7月11日(金)	<p>玉名市が発行した申込書又は玉名市公式ホームページからダウンロードして印刷した「申込書」に必要事項を記入し、「申込書(別紙)」を添付の上、左記受付期間内(ただし、土曜日、日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に玉名市総務課に持参してください。</p>	直接交付します。
郵送	から8月1日(金)まで	<p>表に「玉名市職員採用試験(障がい者対象)申込み」と朱書した封筒に、必要事項を記入した「申込書」、「申込書(別紙)」及び「受験票返信用の110円切手を貼った宛先明記の小封筒」を同封の上、簡易書留郵便にして送付してください。</p> <p>なお、8月1日までの消印のあるものに限り受け付けます。</p>	<p>郵送により交付します。</p> <p><u>なお、8月12日までに受験票が届かないときは、玉名市総務課に問い合わせてください。</u></p>

インターネット		<p>玉名市公式ホームページの職員採用ページの「インターネット申込の操作方法」をよく読んで申込みを行ってください。</p> <p>なお、8月1日の午後5時15分までに正常に到着したものに限り受け付けます。</p>	<p>申込内容の審査終了後、電子メールにより「受験番号」を通知した後、申込者各自で受験票を作成することとなります。</p> <p>なお、8月12日までに印刷できない場合は玉名市総務課まで問い合わせてください。</p>
---------	--	--	--

イ 次の各号のいずれかに該当する者は、「申込書（別紙）」の所定の該当欄に○を付けてください。

- (7) 補装具等の持ち込み使用による受験を希望する者
- (8) 試験会場で車椅子を使用する者
- (9) 通常の机・椅子の使用による受験に支障のある者
- (10) 自家用車でなければ試験会場に来ることが困難な者
- (11) その他受験に際し、個別に相談が必要と思われる事項がある者

4 試験の日時及び場所

試験	日時	試験地	試験会場	合格発表
第1次試験	令和7年9月20日(土) 午前8時30分集合	玉名市	玉名市役所	9月下旬に合格者にのみ文書で通知するほか、玉名市役所掲示板及び玉名市公式ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験	令和7年10月下旬の予定	玉名市	玉名市役所	第2次試験受験者に文書で通知します。

- (1) 台風等の自然災害等により、やむを得ず試験日程を変更することがあり

ますのであらかじめご了承ください。

- (2) 第1次試験の際は、受験票と筆記具（HBの鉛筆、消しゴム等）を持参してください。また、時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限ります。
- (3) 昼食の時間は特に設けませんので、必要に応じて準備してきてください。

5 試験の内容

- (1) 試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して実施します。

ア 第1次試験

程度	試験区分	試験種目	出題内容	解答時間
高等学校卒業程度	一般事務 障がい者対象	総合適性検査	SPI3による能力検査(言語的理解、数量的処理、論理的思考など)及び性格検査	110分
		作文試験	文章による表現力についての筆記試験	60分

- (7) 天災その他やむを得ない理由により試験日が延期となった場合、上記出題内容を超えない範囲内において出題内容の変更又は一部の試験科目を実施しないことがあります。

イ 第2次試験

区分	内容
個別面接	人柄などについての個別面接による口述試験

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の総合得点の高い順に決定します。なお、第1次試験の試験区分のいずれかにおいて一定の合格点に達しない者は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定し、第1次試験の成績は合否の評価には含まれません。なお、第2次試験のいずれかにおいて一定の合格点に達しない者は総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 作文試験は、第1次試験で実施しますが、採点は、第2次試験の採点の際行いますので、その成績は第1次試験の合否の評価には含まれず第2次

試験の可否の評価に含まれます。

- (5) 第1次試験で実施する性格検査は、第2次試験の補助的な資料として活用することを目的に実施するものです。
- (6) 試験を途中で棄権した者は、不合格となります。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に記載され、主に令和8年4月1日以降の採用に当たって、名簿に記載された者の中から採用者を決定します。
なお、この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から令和9年3月31日までとします。
- (2) 初任給は、原則として188,000円です（令和7年4月現在）。なお、この他条例等の定めにより期末手当、勤勉手当、通勤手当、住居手当等が支給されます。
- (3) 「申込書」及び「申込書（別紙）」の記載事項に不正があると認めた場合は採用しません。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。ただし、受験者本人（未成年者にあつては、その法定代理人も含む。）以外による請求及び電話又は郵送等による請求では開示できません。

受験者本人が開示請求するときは、受験票、運転免許証等を持参してください。また、未成年者の法定代理人が開示請求するときは、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）、法定代理人自身であることを証明する書類（運転

免許証、健康保険の被保険者証等) 及び本人の同意書を持参してください。

試験	開示請求 できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験及 び第2次試験	受験者全員	<ul style="list-style-type: none"> ・科目別得点 ・総合得点 ・総合順位 	各試験の合格発表 の翌日から1か月間 (土、日、祝日を除 く。午前8時30分か ら午後5時15分ま で。)	玉名市 総務課

8 試験についての問合せ先

玉名市役所総務部総務課人事研修係

〒865-8501 玉名市岩崎163番地

電話番号 0968-75-1420

9 試験時間割表

一般事務(障がい者対象)

8:30 受験者集合

8:40 受験者着席・試験監督者入室

9:00 総合適性検査開始

11:00 総合適性検査終了

11:25 受験者着席・試験監督者入室

11:30 作文試験開始

12:30 作文試験終了

試験会場（玉名市役所）案内図

